附則第十二条第一項第二号から第七号まで、第十八号及び第十九号	附則第十二条第一項第二号から第七号まで、第十八号及び第十九号
附則第十二条第一項第二号から第七号まで、第十八号及び第十九号	附則第十二条第一項第二号から第七号まで、第十八号及び第十九号
第九十九条第一項第四号、附則第十九条、附則第二十四条の二第一項及び附則第二十八条の十三第一項	附則第十九条及び附則第二十四条の二第一項
二十五年	十年
二十五年以上	十年以上
改正前昭和六十年地共済改正法附則第十三条第五項	
改正前昭和六十年地共済改正法附則第十四条の見出し	改正前昭和六十年地共済改正法附則第十三条の見出し
退職共済年金	旧職域加算退職給付
前条第二項の規定の適用を受ける者（組合員期間等が二十五年未満であるとしたならば同項の規定の適用を受けることとなる者を含む。）	施行日前に地方公共団体の長であつた期間を十二年以上有する者又は附則別表第二の上欄に掲げる者で地方公共団体の長であつた期間の年数が同表の下欄に掲げる年数以上であるもの
その	これらの
改正前昭和六十年地共済改正法附則第十三条第六項	
退職共済年金又は遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
前二項	第四項

みなす

みなす。この場合において、旧共済法第八十二条第二項第一号中「二十五年」とあるのは、「十年」とする

第六条の見出し中「改正前地共済法の」を削り、同条第一項中「同項に規定する改正前遺族支給要件規定」を「改正前遺族支給要件規定（同項に規定する改正前遺族支給要件規定をいう。第三項において同じ。）（改正前地共済法、改正前地共済施行法及び改正前昭和六十年地共済改正法の規定に限る。）」に改め、「改正前地共済法の」を削り、同項の表第九十九条の見出しの項中「第九十九条」を「改正前地共済法第九十九条」に改め、同表第九十九条第一項の項中「第九十九条第一項」を「改正前地共済法第九十九条第一項第三号」に改め、同表第九十九条第一項第三号の項中「第九十九条第一項第三号」を「改正前地共済法第九十九条第一項第四号」に改め、同表第九十九条第一項第四号の項中「第九十九条第一項第四号」を「改正前地共済法第九十九条第二項」に改め、同表に次のように加える。

改正前地共済施行法第二条第一項第一号	地方公務員等共済組合法をいう

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十条第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十条第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう

改正前昭和六十年地共済改正法附則第二条第一項	第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法をいう
改正前昭和六十年地共済改正法附則第十三条第三項	及び第十二号から第十六号まで
改正前昭和六十年地共済改正法附則第十三条第六項	前二項
	退職共済年金又は遺族共済年金
	第四項
	平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするもの

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この号及び附則第十六条第六項において「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十条第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいい、第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法をいう

旧職域加算遺族給付

、第十二号から第十六号まで及び第二十号

第六条第二項中「前項の表第九十九条第一項の項」を「前項の表改正前地共済法第九十九条第一項の項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　平成二十四年一元化法附則第六十条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前遺族支給要件規定（改正前昭和六十一年地共済経過措置政令（平成二十七年地共済改正令第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）をいう。以下同じ。）第二十八条の規定に限る。）の適用については、改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第二十八条の見出し中「遺族共済年金」とあるのは「旧職域加算遺族給付」と、同条中「昭和六十年改正法附則第十三条第五項の規定により組合員期間等が二十五年以上である者でないものとみなされた者が死亡した場合における遺族共済年金に係る」とあるのは「組合員期間等が二十五年以上である者で大正十五年四月一日以前に生まれたものが旧共済法、旧施行法及び国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）の規定の例によるとしたならば退職年金又は通算退職年金の支給を受けるべきこととなる場合以外の場合には、」とする。